

協議会構成員各位

長野労働局労働基準部長
(公印省略)

長野県建設業働き方改革推進協議会としての周知啓発の取組について（依頼）

平素より労働基準行政の推進にご理解ご協力いただき御礼申し上げます。

また、先に行われた本協議会におきまして、建設業の働き方改革の取組に関して、積極的に協議いただき感謝申し上げます。

さて、労働基準法における「時間外労働の上限規制」の建設業への適用、「工期に関する基準」の改定及び「処遇改善、資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性の向上」を柱とした改正建設業法が公布されるなどの法改正等が行われる中で、発注者や注文者(元請業者等を含む)に対する協力、理解に向けた周知啓発、機運醸成が引き続き重要であります。

つきましては、本協議会として、以下の取組を実施いたしますので、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

<チラシの配布等による啓発活動>

別添のチラシ(※)を作成しましたので、建設工事を注文する機関、事業者向けに、あらゆる機会を活用して、「適正な工期設定」等にご理解いただくよう呼び掛けることとします。

なお、長野労働局管内の労働基準部監督署での監督指導時や事業者向け説明会などでの配布、ホームページでの掲載を予定しておりますので、皆様方各機関におかれましても、任意の機会に活用いただきたくお願いします。

(※)電子媒体での送付といたしますので、恐れ入りますが、各機関での印刷、データのメール送信、HP掲載等による周知啓発をお願いします。

<協議会事務局>

長野労働局労働基準部監督課

担当者 主任地方労働基準監察監督官 松尾直彦

電話 026-223-0565 内線 2311

メールアドレス matsuo-naohiko.66i@mhlw.go.jp